

千葉県視覚障害者自立生活訓練等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、視覚障害者に対して日常生活に必要な助言・指導及び自立生活訓練等（以下「訓練等」と総称する。）を行うことにより、視覚障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、千葉県とする。

(実施機関)

第3条 この事業の実施機関は、当該視覚障害者の住所を管轄する福祉事務所又は保健福祉センター（以下「実施機関」という。）とする。

(実施施設)

第4条 この事業を実施するため、社会福祉法人等（以下「実施施設」という。）に事業の一部を委託することができる。

(対象者)

第5条 この事業は、市内に在住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者（医師の診断書などにより視覚障害があると認められる者を含む。）を対象者として実施する。ただし、次の各号の一に該当する者は対象外とする。

- (1) 疾病のため専門機関に入院し、常時医学的な管理が必要とされる者
- (2) 伝染性の疾患を有する者

(訓練等の内容)

第6条 対象者に対して実施する訓練等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 失明に至った経緯その他個々の状況を判断し、不安定な心理状況を改善するため、介護者を含めた適切な助言及び指導を行うこと。
- (2) 個々の生活に即した生活訓練及び日常生活行動などに関し必要とされる自立生活訓練を行うこと。

(実施の手続)

第7条 訓練等の実施を希望する者は、視覚障害者自立生活訓練等実施申請書（様式第1号）を実施機関に提出するものとする。

(実施の通知)

第8条 前条の規定により申請書を受理した実施機関の長は、必要に応じ訓練等の実施について実施施設の長と協議し、その適否を視覚障害者自立生活訓練等実施承認（非承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認の決定をした実施機関の長は、訓練の実施を視覚障害者自立生活訓練等実施依頼書（様式第3号）により実施施設の長に依頼するものとする。

3 前項の規定により依頼を受けた実施施設の長は、訓練の日程及び内容を申請者

と協議したうえで、視覚障害者自立生活訓練決定通知書（様式第4号）を申請者及び実施機関に通知するものとする。

（訓練等の期間）

第9条 第6条第1号の規定による助言及び指導は、原則として訪問カウンセリングにおいては1日のみとし、実施施設においては5日以内で行うものとする。

2 第6条第2号の規定による自立生活訓練は、原則として10回程度とし、専門的指導員が巡回して実施するものとする。

（実施報告）

第10条 実施施設の長は、毎月の訓練等の終了について視覚障害者自立生活訓練等実施報告書（様式第5号）により、翌月10日までに実施機関の長に報告するものとする。

（費用の負担）

第11条 訓練等を受けようとする者は、訓練等の実施に伴い自己が支払う交通費及び施設入所に係る飲食物費等相当額を負担するものとする。

（書類の整備）

第12条 実施施設の長は、訓練等の実施状況を記録した視覚障害者自立生活訓練等実施台帳（様式第6号）を整備するものとし、千葉市又は実施機関から求められた場合は閲覧に供しなければならない。

（その他）

第13条 実施機関及び実施施設は、相互に連絡を密にし、訓練等を受ける者に対して十分な効果が得られるよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。